

飼養衛生管理基準の改正概要

- 1 生産者及び関係者から飼養衛生管理基準（以下「基準」という。）の各項目の意義が分からないとの声を受け、取組の目的ごとに下記のⅠ～Ⅳに体系化。それぞれの体系について、防除対象とする感染源の種類（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）ごとに項目を分類。
 - Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
 - Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止
 - Ⅲ 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - Ⅳ 衛生管理区域からの病原体の散逸予防

- 2 家畜衛生部会委員や関係者から提起された論点を踏まえ、「Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項」において、家畜の所有者の責務、飼養衛生管理マニュアルの作成等の本基準を現場で徹底するための取組等を規定。

- 3 具体的な防疫措置を定めるⅡ～Ⅳの内容については、国内でのCSFの発生やASFの侵入リスク増加への対応として、これまで基準に加えて追加的に推進してきた飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、各種通知等に基づく指導内容を反映。

- 4 主な改正項目（案）は以下の通り。
 - （1）家畜の所有者の責務を新設（Ⅰ－1）
 - （2）飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（Ⅰ－3）
 - （3）野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの

高まりへの追加措置を新設。(Ⅰ－7、Ⅱ－14, 22、Ⅲ－26, 28)

- ① 野生動物での感染確認地域に立入った者の衛生管理区域への立入制限
 - ② 安全な資材の利用
 - ③ 畜舎ごとの専用の衣服の使用
 - ④ 畜舎外での病原体による汚染防止措置
- (4) 衛生管理区域の考え方を明確化(Ⅰ－8)
 - (5) 放牧制限の準備措置を新設(Ⅰ－9)
 - (6) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止措置を新設(Ⅱ－23)
 - (7) 畜舎等への野鳥等の侵入防止措置を新設(Ⅲ－29)
 - (8) 肉を扱う事業所等から排出される食品残さの飼料利用時における処理及び管理の方法を改正。(Ⅱ－21)
 - (9) 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加(Ⅱ－16, 17)
 - (10) 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の使用を追加(Ⅲ－26)
 - (11) 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設(Ⅳ－37)

5 家畜衛生部会の答申後、改正の手続きを経て本年2月頃に基準を公布し、一定の周知期間を設け施行。新基準施行後、一部の取組については猶予期間を経て施行。(防護柵及び防鳥ネットの設置は11月、食品循環資源の飼料利用に係る加熱処理条件(※)、マニュアルの作成及び放牧制限への準備措置は来年4月施行予定。)

(※ 飼料安全法関連省令の施行と同時施行)